

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店 千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	ネットワークシステムサポート及び個別システムサポート業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	47,579,400円
工事等の概要	松戸市各種システムの運用保守及び監視支援業務
随意契約の理由	ネットワークシステムサポート及び個別システムサポート業務委託については、本市職員の業務遂行に資する情報システムの基盤及び機能について、運用及び保守することを目的としたものである。 本調達は、情報系システム、基幹系システム及びインターネット系システムのサーバやネットワークシステムにおいて、仕様書に記載した業務内容が効率的に運用できること、また、現行の運用を分析し柔軟で安定的、継続的な運用を実現するため、専門的で高度な技術や技能を有し、本市の業務及び運用保守に沿った提案ができることを要求している。なお、庁外から24時間365日、システムの稼働を遠隔監視するための確実な実施体制や高度なセキュリティ対策を施したデータセンターの所有が必要である。 平成29年度に実施した公募型プロポーザルで、株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店が優先交渉事業者として選定され、事業を確実に遂行した。当事業における事業者変更時の業務的リスクや事業

	者変更に係る調達コストを削減するため、同事業者と継続して契約することが、最も適切であるといえる。 従って、本業務については、株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店を契約相手方として選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とすることが、適法かつ妥当であると思料する。 また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により、見積りは 1 者のみから徴するものとする。
--	---